

令和5年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年9月11日 開会

令和5年9月11日 閉会

令和5年9月11日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 近藤千鶴	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	7番 佐野強
8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆	10番 村松義正
11番 富永政則	12番 宮島孝子	13番 遠藤光浩
14番 旭一昭	15番 荻真教	16番 後藤文隆
18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子	

欠席委員

6番 佐野均 17番 佐野むつみ

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 渡井清孝
4番 渡邊勝彦	5番 竹川篤志	6番 村松愼一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	9番 藤浪庸一
10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義
13番 牧澤邦彦		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、6番 佐野均委員、17番 佐野むつみ委員から、本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

本日配付しました令和5年8月10日から令和5年9月10日までの農地法の規定による申請について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。本日の議案5ページ、農地法第5条第1項第6号の規定による届出第1項の案件となります。令和5年7月21日、農地法第5条届出、受理番号第89号にて受理していましたが、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、3番 赤池勝委員、5番 佐野守委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、3番 赤池勝委員、5番 佐野守委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第50号から議第58号です。

初めに、報第50号から報第56号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年7月21日から令和5年8月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

朗読します。

報第50号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

朗読します。

報第51号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

朗読します。

報第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

朗読します。

報第53号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の5から8ページを御覧ください。

朗読します。

報第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、11件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページを御覧ください。

報第55号 転用目的事業計画変更届出書の受理について

朗読します。

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、転用目的の変更による計画変更が、1件提出されました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

朗読します。

報第56号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第50号から報第56号までは報告済みといたします。

「議第54号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

本議案のうち1項については農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の朗読後、当該農業委員は退席を求めます。

それでは、事務局から議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の11ページを御覧ください。

議第54号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページとなります。

議長

杉山弘子委員の退席を求めます。

(19番 杉山弘子委員 退席)

議長

それでは、第1項について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

では、第1項について説明をいたします。

申請地は山本で、高原一区公民館の南に位置する農地です。

受人は山本にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は申請地の隣地に居住し、これまで申請地を以前から借りておりましたが、下限面積要件が撤廃され、今回の申請に至ったものです。

受人は他に農地を所有しない新規就農者となり、申請地で梅や柿などの果樹を栽培する計画となります。

受人の許可後耕作面積は131平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

以上です。

議長

ただいまの案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

16番。

16番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

9月8日現地調査の予定でしたが、台風が通過する予報でしたので日にちを繰り上げ、9月7日午後3時、事務局1名と私で申請地を調査してきました。

申請地には果樹、ミカン、梅、柿が栽培されていました。また、申請地は受人の親が渡人の親から長期間借り受け、現在に至ります。

今回、渡人の要望により、受人に譲り渡すことで話が成立し、今回の申請に及びました。

なお、申請人は引き続き果樹を栽培管理していく予定で、農機具も保有しており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第54号のうち1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第54号のうち1項については、原案のとおり処理することに決定しました。

19番 杉山弘子委員の入場を求めます。

(19番 杉山弘子委員 入室)

議長

引き続き、議第54号について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

では、続きまして第2項以降の説明させていただきます。

第2項及び第3項は同一の事情による申請となるため、一括して説明いたします。

別冊航空写真2ページを御覧ください。

2項及び3項の申請地は外神で、ファーマーズマーケット「う宮～な」の南及び南西に位置する農地です。

2項、3項ともに、受人は外神にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

特定遺贈になります。

申請地は、受人の亡くなった姉が所有しており、遺言書に贈与する旨の記載があったものの、受人の下限面積要件が整わず遺言が実行できませんでした。

受人はこれまで申請地を管理しており、下限面積要件撤廃によって申請するに至りました。

2項は、白菜などの露地野菜を、3項では、ミカンやプラムなどの果樹を栽培する計画です。

2項の受人の許可後耕作面積は1,660平方メートルで、受人の稼働人員は2名。

3項の受人の許可後耕作面積は634平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項、第5項及び第6項は、同一受人の案件になりますので、一括して取り扱いいたします。

別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は上条で、上野小学校の北東に位置する農地です。

受人は上柚野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

使用貸借契約になります。

受人は以前に認定新規就農者となっており、許可前面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、他の新規就農者とは異なることから、今回は新規就農者としては取り扱っておりません。

申請地は、これまで申請人の義父が借り受け、耕作を行っていましたが、申請人が借りなおし、

耕作することとなり、申請に至ったものです。

受人は、水稻及びサツマイモ、人参等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は7,701平方メートルで、受人の稼働人員は3名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は下条で、上野幼稚園の南西に位置する農地です。

受人は淀師にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人は退職間近の夫と共同して新規就農したく農地を探しており、農業委員会に出ていた斡旋農地の登録のあった申請地で新規就農したく、申請に至ったものです。

申請地では、いも類や玉ねぎ、大豆などを栽培する計画で、受人の許可後耕作面積は935平方メートル、稼働人員は2名となります。

続きまして、第8項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区区民館の西に位置する農地です。受人は淀師にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は、渡人が相続したものの農作業経験がないため管理ができておらず、申請地近傍に職場を持つ受人に要望し、経営規模を拡大するため受人が受け、申請するに至ったものです。

受人の許可後耕作面積は4,649平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は、大鹿窪で、柚野農林産物直売所の西に位置する農地です。

受人は大鹿窪にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。渡人が申請地を耕作することができず、要望があり、受人が取得することとなりました。受人は趣味で果樹を栽培しており、隣にある農林産物直売所で生産した果樹や水稻を販売する計画となっています。

受人の許可後耕作面積は2,528.12平方メートルで、稼働人員は3名です。

以上、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち2項、3項及び7項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻 真教委員

ただいま審議中の第2項、第3項について、同一譲渡人の案件ですので、まとめて調査報告させていただきます。

9月5日午前11時ごろ、まず初めに第2項のほうから。

事務局、私、農協の■■■■さんの3名で現地調査を行い、その後、第3項のところへ移動しました。両件とも遺言執行者の受渡人の御兄弟である方への特定遺贈となります。

4月の農地法改正により下限面積が撤廃されたことにより、このたび特定遺贈できる運びとなり、今回の申請となりました。

譲受人は、ともに新規就農となります。機械・器具とも揃っており、これからも耕作を続けていくということでした。

事務局の説明どおり何の問題もありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

はい。第7項は会長の担当案件となりますので、事前に事務局で調査結果を預かっております。

7項の案件について代読いたします。

9月5日の月曜日、午前9時半ごろ、私、土井農地利用最適化推進委員、事務局2名、申請者の計5名で現地調査をさせていただきました。

申請地は、これまで渡人が貸し出して榊を栽培しており、売買にあたり伐根等を行い、受人が耕作できるようにしてありました。申請地前の道路は狭いですが、現地に農機具保管用の小屋を設置する予定で、受人夫婦で耕作される予定とのことでした。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第54号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第55号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の14ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第55号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請人が賃貸借により権利設定し、資材置き場、駐車場6台に転用しようとするものです。

申請人は、申請地周辺で近年業務量がふえており、重機及びトラックの増車、碎石や砂等の材料のストックヤードの増設が必要になったため申請に及んだとのこと。申請地は大石寺の東に位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は東を山林、北を雑種地、南を水路に接し、西は農地に接していますが、周囲にはフェンス等仕切りを行うため、周辺への影響は少ないと思われ。ます。

使用を検討した土地については、近年事業が増加している申請地周辺から、地域への農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。

入口の水路部につきましては、市管理課へ占有許可の申請済みとなっております。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

申請人は、■■■■に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。

周囲は、東を道路、南を畑、西側を山林、北を畑に接していますが、隣接地との間にはフェンスを設置するため、周辺農地への影響は軽微と思われ。ます。

富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインによって施工し、万が一被害が発生した場合には、自己責任にて対応します。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

なお、申請地及び申請人は第2項と同じであります。

申請地の奥にある山林・畑などに行くためのツール航路として確保するため、第2項の太陽光発電設備の申請のある土地のうち、通路部分を確保し、別途転用申請しようとするものです。

なお、通路部分につきましては、申請人が今後も管理を行うこととなります。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金につきましては自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項及び3項について、担当委員の調査報告をお願いします。

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の第2項、第3項を一括して御報告いたします。

9月5日10時45分、参加者は事務局2名、また、農地利用最適化推進委員の鈴木四郎氏、農業委員の旭一昭氏と私、そして、受人と渡人の代理人、合計8名でございました。

調査内容と方法ですが、設置予定者の現地調査をしました。そして、設置業者との面談、近隣の農業従事者・住民の意見を収集しました。

設置予定地の現状ですが、耕作放棄された平坦な土地でございました。アクセス道路が狭く、工事のときの地元住民の影響が懸念されます。

設置業者からの情報として、一応ですね、提出申請書と大筋で一致しました。

近隣住民とのコミュニケーションは行われていましたが、説明会の開催はありませんでした。近隣の住民の皆様の御意見としては、豪雨時の排水対策、また、隣接の農地へのアクセスの確保が要望されておりました。

また、第3項ですが、申請書どおりでございました。

以上を報告させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番 近藤千鶴委員

議長、2番。

議長

はい、どうぞ。

2番 近藤千鶴委員

今ですね、一応報告させていただいたんですが、私たちが設置事業者との会話の中で、将来的にはね、何か売却を前提としている可能性を強く感じました。その際の責任の所在が大変不明確であるなということを私は感じました。これから今後のメンテナンスとかトラブル対応の窓口、そしてですね、地域住民や、それから農業従事者との連絡体制の確立が不可欠だと思います。

そこで、私がちよっと御提案させていただきたいのですが、立ち会いのときにですね、設置業者に確認すべき項目を一覧化したマニュアルの作成をですね、私はつくったらどうかなということ

思いました。

実はですね、今回私も、そのマニュアルをというか、その羅列した質問事項をですね、書いていて、聞き漏れもなかったので、大変調子がよかったですね。

そしてですね、立ち会いの際に、その質問事項のマニュアルをもとに設置業者から情報を習得し、それに基づいてチェックを行うと。習得した情報は、後日の参照や、また地域住民とのコミュニケーションの際の材料として活用すると。農業委員会でそれを管理して、必要に応じて更新や修正を行う。何か問題が生じた際は、このマニュアルをもとに設置業者に意見や要望を伝える、それによって地域とのトラブルを予防することが期待され、地域住民の意見や要望にも迅速に応えることが可能になり、農業委員会の信頼性も確保できると思います。

ですので、私は、再生可能エネルギーの太陽光を否定するものではございませんが、このように農業に影響のあるものですので、このようなマニュアルを作成したらどうかということを御提案して。

一応、御提案ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

議長

どうぞ。

13番 遠藤 光浩委員

先月も何かこんなのがあって。排水路のことで何かお話が出たと思うんですけども。今回は、排水のほうはどうなってますかね。

2番 近藤千鶴委員

今回ですね、やはり下の地域の方がね、排水をとっても心配なされて、堰堤っていうか、土で少し高さのある堤防じゃないんですけど、少し高めの堰堤をつくってですね、そして、水がすぐこぼれ落ちないようにフェンスの周りに設置するというお話を聞きました。

ですので、実はですね、こうやって設置した後、仕上がったっていうか、完成した状態でもですね、やっぱり私達農業委員というのは、そこをしっかりと見るのが大切なんじゃないかなと思います。一応、そういう御説明は受けて、下に落ちないように、部落に行かないようにという御説明は受けました。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

今、お話がありました排水につきましては、申請地は自然浸透方式で行うということでございまして、下には防草シートのほうも敷いて対応の方はするということでお話を聞いております。

また、マニュアルにつきましてはですね、今後そういったものも参考とさせていただきます、また検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

2番さん、その折には、事務局とよろしくお願いします。

2番 近藤千鶴委員

はい。お願いします。

議長

ほかにありませんか。では採決します。

農業委員による採決を行います。議第55号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長

挙手多数により、議題55号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第56号非農地証明申請の審議について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の15ページを御覧ください。

朗読します。

議第56号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地は下条で、上野出張所の東に位置する農地です。

昭和47年9月ごろに当該申請地に住宅を建築したときから宅地として使用しています。

都市計画法上は線引き前宅地のため問題ありません。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、大鹿窪区民会館の西に位置する農地です。

平成10年月日不詳ですが、申請者が当該申請地に建築資材置き場及び加工場を建築し、使用しています。

都市計画法上は線引き前宅地のため問題ありません。

以上、第1項及び2項について、どちらの案件も10年以上前から宅地であることが確認でき、農地への復元も困難であるため非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。私の代読をお願いします。

事務局 滝口主査

はい。ただいま審議中の第1項の調査については斎藤会長の担当案件です。総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より代読いたします。

令和5年9月5日午前9時50分ごろ、土井推進委員、私、申請者、代理人の行政書士、事務局2名にて現地調査を行いました。

申請地は昭和47年ごろから宅地として使用しており、農地への復元も困難です。

事務局の説明どおり問題ありませんので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

7番。

7番 佐野 強委員

ただいまの議56号の第2項について、現地調査の報告をさせていただきます。

去る9月5日の午前、申請者の代理人、■■■■の■■■■様、事務局2名、私と篠原推進委員で現地にて調査を行いました。

現状としましては、申請人の■■■■様が、平成10年、先ほど事務局からお話ありましたように、ちょっと月日についてははっきりしませんが、建築資材置き場及び加工場として建物を建築し、宅地として利用しています。

それから、都市計画の線引き前の建物でありまして、今回の非農地証明にあたり周囲の農地には影響がなく、申請書のとおり問題ありませんでしたので、御審議のほうよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑がある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第56号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり決定することにしました。

「議第57号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局に議案の朗読および説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第57号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったので、審議を求める。

第1項及び第2項について、まとめて説明いたします。

航空写真は11ページから13ページを御覧ください。

第1項申請地は、阿幸地町、源道寺町、若の宮町に位置する農地です。

第2項は源道寺町に位置する農地です。

申請人は、議案書に記載のとおりです。

父親である被相続人からの相続により権利を取得し、発生する相続税について納税猶予の適用を受けるために証明をするものです。

阿幸地町、若の宮町については畑として、源道寺町は田として使用しておりますが、今後も継続して畑、田として耕作していきます。

これまでの営農状況、農機具の保有状況から、今後も継続的な耕作・管理が見込まれ、納税猶予適用の要件を満たしており、問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当員の調査報告をお願いします。

16番。

16番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項と第2項は関連がありますので、まとめて調査結果について報告いたします。

9月7日午後2時、事務局と私、2名で申請地を調査してきました。

第1項申請地、阿幸地町■■■■には露地野菜。源道寺町■■■■、源道寺町■■■■持ち分5分の4には水稲。若の宮町■■■■番地にはミカン・梅・柿等が栽培されていました。

第2項申請地、源道寺町■■■■、持分5分の1、源道寺町■■■■には水稲が栽培され、第1項、2項は適正に管理されていました。

第1項、2項申請者は50歳代で若く、農業経験もあり、農機具も保有しており、今後も今までと同様に管理を行うということでした。

第1項、2項ともに、今後適正に耕作管理できると私は判断いたしました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方、挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第58号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本議案のうち9項について、私に関わる案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できません。

また、10項についても同一受人で一体利用の案件でありますので、先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後、退席させていただきます。

この間の進行を、職務代理者の赤池勝副会長にお願いします。

それでは、事務局から議案の概要説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の17ページを御覧ください。

議第58号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年8月28日付け富農第572号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

概要を説明いたします。別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数12人、利用権を設定する者の数14人、利用権を設定する農用地の面積は計6万6,596.79平方メートルとなります。

所有権移転はございません。

1枚めくっていただいて、集積計画を御覧ください。

貸借につきまして、第1項から第14項まで全て中間管理事業となっております。

以上で、概要の説明を終わります。

議長

ここで、私は退席させていただきます。

進行を、赤池勝副会長にお願いします。

副会長、お願いします。

(会長 齋藤 学 退室)

副会長 赤池 勝

それでは、私が9項及び10項の進行を務めさせていただきます。

9項及び10項について、事務局から原案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

第9項及び第10項について説明いたします。

第9項及び第10項は、同一受人、一体利用の案件となりますので、一括して説明させていただきます。

別冊航空写真は22ページを御覧ください。

申請地は下条で、水久保貯水池の北に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は5年新規になります。移転後経営面積は5,064平方メートルとなります。

以上、第9項及び第10項について、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

副会長 赤池 勝

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

副会長 赤池 勝

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第58号のうち、9項及び10項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

副会長 赤池 勝

御異議なしと認めます。よって、議第58号のうち9項及び10項について、原案のとおり処理することに決定いたしました。

ここで、齋藤学会長の入場を求め、進行を交代いたします。

(会長 齋藤 学 入室)

議長

引き続き、第58号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

先ほど審議しました第9項、第10項を除きまして、1項から順に説明させていただきます。

第1項及び別冊航空写真は14ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、三澤寺の南西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は4万1,141平方メートルとなります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

申請地は村山で、村山第三区区民館の西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりです。使用貸借権設定となります。期間は7年6カ月で、新規となります。

移転後経営面積は2万4,980平方メートルとなります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

申請地は上条で、千居遺跡の南東に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規となります。

移転後経営面積は5,213平方メートルとなります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は北山で、市立北山保育園の西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は5万1,329.57平方メートルとなります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

申請地は原で、白糸ふれあいホールの南東に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は9万7,575平方メートルです。

続きまして、第6項及び第7項は同一受人の案件となりますので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真19ページ及び20ページを御覧ください。

第6項の申請地は北山で、北山医院の東に位置する農地です。

第7項の申請地は狩宿で、狩宿区民館の北にする農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年新規。

移転後経営面積は1万1,115.52平方メートルとなります。

続きまして、第8項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は上井出で、大原学園富士宮研修センターの北に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。期間は10年再設定で移転後経営面積は10万7,556.79平方メートルとなります。

続きまして、第11項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

申請地は上条で、千居川墓苑の西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は9万5,921.96平方メートルとなります。

続きまして、第12項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

申請地は上条で、大石寺の西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は9年の新規です。

移転後経営面積は8,367平方メートルです。

続きまして、第13項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

申請地は下条で、下之坊の西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は3万2,700.71平方メートルです。

続きまして、第14項及び別冊航空写真26、27及び28ページを御覧ください。

申請地は外神、青木、下条で、外神については和田公会堂の南、青木については富丘交流センターの西、下条については管理者養成学校の北東に位置する農地となります。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規。

移転後経営面積は1万1,704平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員賛成〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第58号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況について説明いたします。

本日配付いたしました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

事業完了報告の提出が1件ありました。それでは説明いたします。

第1項、農地改良したいとのことで、令和5年7月3日、農地改良届出書が提出されました。

申請地は田ですが、令和5年7月3日に段々になっている土地を平らにならし、将来的にビニールハウスを建てることを予定して農地改良届出があり、受理したものです。

工期は7月20日まででしたが、8月14日、事業完了報告書が提出されました。

現地を確認し、完了を確認しております。

なお、10月ごろにビニールハウス着工予定となっているとの報告をいただいております。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は10月16日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年9月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時49分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

3 番

会議録署名人

5 番